

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十二月二十六日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第三十八号

徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部を改正する条例

徳島県畜産関係使用料手数料条例（昭和二十五年徳島県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表初診料の項を削る。

附則

- 1 この条例は、令和二年一月一日から施行する。
- 2 農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）附則第十条の規定の適用を受ける場合における初診料の徴収については、なお従前の例による。